

陸上貨物運送業の

労働災害が大幅に増加しています！

荷役作業時における労働災害防止に努めましょう

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対応を図りましょう。

労働災害防止のためのポイント ~ 墜落・転落による労働災害の防止対策 ~

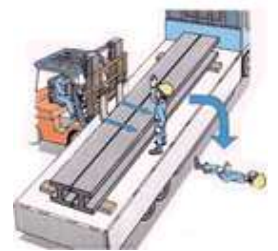
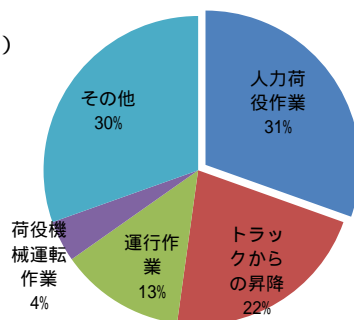
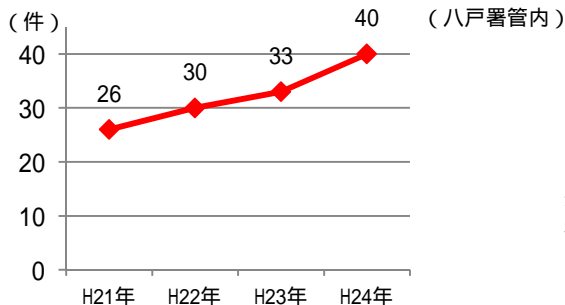
○荷役作業を行う労働者の遵守事項(繰り返し労働者に教育してください)

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行いましょ。
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しないようにしましょう。
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から行いましょ。
- ・安全帯を使用しましょ。
- ・墜落時保護用の保護帽を着用しましょ。
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用しましょ。
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用しましょ。
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保を実行しましょ。



- 墜落防止施設・設備の使用
- 貨物自動車の荷台への昇降設備の使用
- 自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

陸上貨物運送業における労働災害発生状況の推移



労働災害発生状況 (八戸署管内)

	平成 24 年	平成 25 年	増減率
全業種	152	111	-27.0%
製造業	46	23	-50.0%
建設業	15	12	-20.0%
道路貨物運送業	14	22	+57.1%

死傷災害の作業別割合 (H25年5月末現在)



資料出所：労働者死傷病報告（平成 25 年 5 月末現在）

トラックの荷台からテールゲートリフターを使用し、ロールボックスパレットの荷卸し作業中、誤ってテールゲートリフターのストッパーを解除してしまい、ロールボックスパレットごと墜落したものの。

大型ウイング車の横からパレットに積まれた荷物の積載作業中、フォークリフトに積載したパレットに片足をかけていたところ、フォークリフトが後退したため、荷台から墜落したものの。

トラックに荷を積み込む作業中、車両の荷台から飛び降りた際に、地面上にあった石にかかとを踏みつけて負傷したものの。

荷降ろし後、タンクトレーラー内の洗浄を終え、タンクの上部より備え付けのはしごを使い降りる際、手を滑らせ、地面に飛び降りた際に負傷したものの。

休憩を取るため停車した後、積み荷の荷崩れがないか確かめるために、トラックのコンテナの扉を開け荷台に上がり、確認後、荷台から降りる際、ステップから足が滑りバランスを崩した。荷台の脇につかまり落下はしなかったものの左肩を捻り負傷したものの。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」について

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、安全管理体制の確立として、**荷役災害防止のための担当者**を指名し、必要な役割、責任、権限を定めることが求められています。

また、反復・定例的に荷の運搬を請け負う**荷主等と安全衛生協議組織**を設置し、必要な事項について、協議することも求められています。

ガイドラインの全文は次のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-3.html>

